

2E-51

135
4
423

特16
494

釋雲照著

十善戒辯疑

十善會

016262-000-9

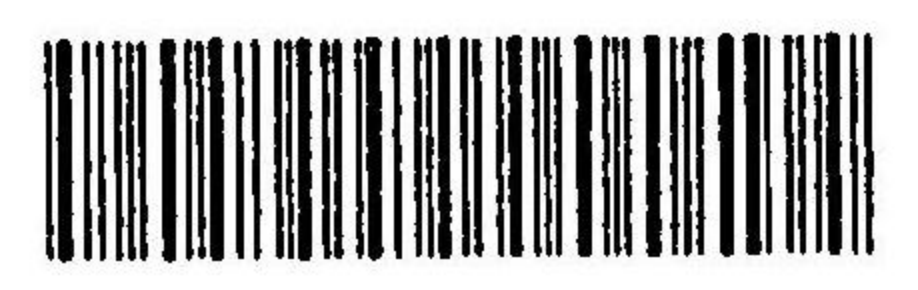
特16-494

十善戒辯疑

雲照/著

M23.3

ABD-0143



1727/23



十善戒辯疑

雲照律師說

侍者沙彌某筆記



或人曰く、聞く律師は、前來十善會なるものを設て、普く諸人を誦導せん
 計畫せらるると。今竊に考ふるに、十善は實に善良の徳義にして、人た
 る者之を護らざる可らざるの要道なるべし。然りと雖も、顧みて之を細
 思するときは、余輩の如き俗務に奔走する者は、一生涯は固より假令一
 日たりとも之を堅持すると能はず。愁ひに會員となりて、犯戒あらんよ
 りは、寧ろ一向に遮絶して、初より受戒せざるに如かずと。此説道理ある
 に似たれども、未だ善惡因果の眞理は、三世に通徹して、毫も渝ふべから
 ざる者なることを知らざる者の言なり。何となれば、未だ十善を受ざる者
 の作る所も、惡は則惡なり。善は則善なり。既に受たる者の作る所も、惡は
 則惡なり。善は則善なり。何ぞ未だ其受ざるの故を以て、其罪を免るゝの

理あらんや。若一念此十善を憶念すれば、一念の善根功德あり。一念十悪を憶念すれば、一念の十悪の罪惡あり。而して善因善果、惡因惡果は争ふべからざるの眞理なるを以て、一念の善はそれだけの善果を感得、一念の惡は、必ず又それだけの惡の果を受ける者なり。今十善を受持すれば、必ずそれだけの善果あり、十善を受けて、而して後犯すれば、固より其犯戒の罪免れ難しと雖も、受ずして犯すも、亦其罪免れ難きを見れば、一旦十善戒を受たる者の犯せるは、其惡果あらんも、其初め受たる善果は、必ず無かるべからず。さすれば未だ十善戒を受ざる者の犯せるは、唯惡果のみにして、善果あると無けん。故に設ひ犯するとあらんも、受たる者は、受ざるに勝るなり。而して十善戒を持つに種々あり。曰く、上品に持つ者、中品に持つ者、下品に持つ者なり。今業務繁劇にして、正軌により、十善戒を受持すると難き者の爲に、適宜の法を説くべし。是れ他無し。晨朝手面を洗

ひ、囊に出版したる、十善業道經を拜讀一回すべし。是を下品の受十善戒とす。又再讀する者は、是を中品の受十善戒とし、三讀する者は、是を上品の受十善戒とすべし。若其れ一讀するの暇だに無からん者は、單に三歸及ひ十善戒を一唱せんも、亦可なり。是の如きは、其善根功德甚だ些少なりと雖も、一塵積りて、山を成し、一滴聚りて、海を成が如く、漸次増長して、遂には廣大無邊の佛果を成就することを得べし。或人又疑て曰く、此儘々一念の十善、豈に能く彼の廣高無上の大果を感招するを得べけんやと。曰く、無上菩提に到るは、猶高山に登るが如し。無間の惡趣に墮するは、猶深海に入るが如し。高山に登る者、一步を進むるは、則一步の進なり。半歩を進むるも、亦半歩の進なり。乃至寸歩を進むるも、亦寸歩の進ならずや。深海に入るも、亦然り。一步を下せば、一步入るなり。乃至寸歩を下せば、寸歩入るならずや。然れば、則一步寸歩と雖も、其

功何ぞ空しとなすべけんや。一錢一厘を以て微少なりとし之を捨て、大福蒙富たる者は古より未だ曾て之を聞かざるなり。故に經に水滴微なりと雖も、漸く大器に盈つと説玉へり。刹那に造れる罪も、咎無間に墮す有智の者、縦ひ身命を喪失すとも、慎で所犯あると勿れ。經に又曰く、發心と畢竟と二別無しと雖も、是の如きの二心は、前心を難しとすと、誠勸是の如し。心あらん者、誰か慎み護らざる可けんや。若能く猛利の心を以て護持せん者は、此少時受戒の功德に由て、頓に無量の罪業を滅して、速に無上菩提に至るとを得べし。故に佛説未曾有因緣經に曰く、波斯匿王、問て曰く、世尊の説玉ふ如き十善行法は、心道の三法、不貪不瞋不護持する、と得難し。當に如何がして、受て漏失せざらしむべけんやと。佛王に告て曰く、世人の心の塵なるを譬へば、猿猴の如し。諸の煩惱の風の爲に、動轉せらる。是故に十善道を行はんと欲せば、遲久なるを得ず。十善を修せん

と欲せば、當に三時を限るべし。何をか三時と謂ふ。晨より食時、晨に至るを名づけて上時とす。一食頃を經るを名づけて中時とす。百歩を行く時を名づけて下時とす。十善法を受て、其堪る所に從て、一時中に於て、其心を將護し、堅く三戒不貪不瞋不護持、漏失せしむること勿れ。是を則名づけて、十善を修行すとなすと。王曰く、世尊の説き玉ふ如きは、三時を限りて、十善行を持つは、其功績なり。蓋し少し。如何してか福を生せんと。佛王に告て曰く、人十善を修する時、時節促れりと雖も、功報愈廣し。何を以ての故に。心道の三戒守護し難きが故に、少時持つと雖も、果報無量なり。譬へば、人有て、百年の中に於て、薪草を積聚して、火を以て之を燒かん。須臾に滅し盡るが如し。是故に當に知るべし。少時善を修するに、能く無量の惡業重罪を滅す。又火を鑽るが如し、勤加して力を用ふれば、須臾に火を得。火の功力能く天下の草木叢林を燒き傾け盡して、則止む。大王當に知

るべし。人十善を修せんとも。亦復是の如し。須臾の功。能く無量の悪業重罪を滅して。行者をして。菩提の芽を起さしむ。萌芽成ずるが故に。漸々増長して。佛果を成ずるに至ると。王之を聞き畢て。更に起て。禮を作し。甚だ大に欣慶して。未曾有なることを得。世尊に白して。言さく。弟子今。大に善利を得たり。所以者何となれば。世尊の説き玉ふを聞くに。十善道を修する。功德因縁。能く衆生をして。菩提の芽を成せしむ。弟子今。志菩提を願ふ。當に勤めて修行し。必退却せざるべしと。經説是の如し。宜しく信解すべきなり。

或人又曰く。微少の善根も。亦能く佛果を成ずるの因縁たると。略之を了解せり。然れども。聊疑訝なき能はず。何となれば。假令廻向せざるも。善は善なり。惡は惡なるに非ずや。されば其廻向に由て。功德に多少を成ずと稱するとは。佛者が愚人を誘ふ方便手段なる者の如し。如何と。曰く是れ

未だ。法性不二の眞理を。知らざるの疑なり。夫れ我等。無始劫來。生死の迷海に深ふと。他に非ず。是れ未だ迷の迷たるを。知らざればなり。又焉ぞ悟の悟たるを。曉らんや。迷悟俱に知らず。焉ぞ轉迷開悟。生死解脱の時ならんや。夫れ些少の善と雖も。成佛の因縁にして。轉迷開悟。生死解脱の法も。亦實に此些少の善事に。基かすんば。あらず。例せば。高山に登るも。實に數寸の一步に。基するが如し。是の如く。高山に登るは。初の一步に在りと雖も。僅に一步を。運びたるのみにて。更に其後歩を進めて。高嶺に達せんとするに非れば。遂に登ると能はざるが如し。されば初の一步。誠に大切なりと雖も。其登らんとするの精神も。更に又緊要なり。今も亦然り。些少の善事も。誠に善法の因縁たるに。相違無しと雖も。若此善事を。廻らして。無上菩提に向はしめざる時は。何ぞ轉迷開悟。生死解脱の期あらんや。十善の功德。固より大なり。此一善を以て。無上菩提に廻向するの功德は。更に

大なるあり。蓋し我等は、皆本來佛性を具足して、諸佛と異なると無し。然るに無始より以來種々の惡業を作るが故に、生死海に流轉して、解脱するに能はず。今幸に、十善業道經を拜讀するを得て、面たり因果應報の眞理に接するとを得たり。我等は之に依て、已が力の及ぶかぎりの善根功徳を爲すべし。其善根は、或は些少なるべしと雖も、若能く無上菩提に廻向せば、將來必ず成佛せんと。彼高山に登る者の、歩々其巔を極めんとを期すれば、遂に絶頂に至るを得るが如し。況や又微少の事善を廻らし、て無上菩提に向ふとは、遠く之を外邊に望むの謂に非ずして、所謂菩提は遙なるに非ずして、近く心中に在るなれば、一旦轉然たれば、自心即佛なり。何となれば、一切衆生の本性、本より諸佛と同一體にして、衆生の煩惱の實體と、諸佛の菩提の本性と、二體無きとは、猶彼の波の實體、全く水性なるが如し。若能く深く此理を究むる者は、貪瞋癡慢疑の煩惱、卒に變

トて、頓に菩提の智用を起すと。喩へば、彼強賊忽に聖王に歸化して、頓に將軍の位に昇るが如し。故に若能く一念に、此生佛平等の眞理に開達せん者は、一念に成佛すべきなり。是を以て、假令一毫の善根も、若能く此明智力を以て、一華一香の供物、一禮一稱の經偈の功徳、平等の眞理と相應して、無上菩提に廻向すれば、頓に生佛同體の眞理に開達すること、猶一點の小火を以て、之を多く積覆せる火藥の中に投ずる時は、頓に大火焰を發生するが如し。云何が頓に、大火焰を發生すとならば、火性と火性と、相應相生するが故なり。今も亦然り。云何が能く頓に無上菩提に至るぞとなれば、衆生本有の佛性の功徳、能く諸佛已成の佛性の功徳と、相應相應すること、彼火性と火性と、相應發するが如くなればなり。廻向の功徳、空しからざるの理、是の如し。

或は又更に云はん、公私日用の業務繁劇にして、彼十善業道經を、捧讀す

るに暇いとまあらず。且戒法を堅く守らんこと最も爲し難しと。曰く若能く一巻を閱讀するの暇いとま無くば。一紙半葉を讀むも亦可なり。又如何に閑を得ずといふとも。晨朝手面を洗ひ。父母に面し。食卓に對する時あらん。其食卓に對せん時。容儀を正し。一揖し。三歸寶戒を唱へ。一日中。或は半日中は。必ず十善戒を護持すへきを誓ひ。以て食事に就べし。假令如何に繁劇の者と雖も。此許の暇いとま無き者は。蓋し無かるべし。

或は又言はん。十善の美德たることは。略之を領せり。然れども三寶に歸依するに至ては。未だ肯ずる能はずと。曰く是れ未だ三寶の何たるを知らざるに由るなり。夫れ佛法僧。是を三寶と云ふ。所謂法とは因果應報の眞理にして。即十善に外ならず。佛とは十善を奉行して。應報の眞理を體する者に。外ならず。吾人若能く。十善を奉持して。吾人の本性を發揚せば。即佛なり。されば佛を信せざる者は。是れ已を信せざる者なり。又僧とは。

和合の義にして。一切の衆生と浴く十善の功德に。浴せんと欲する心。即是なり。固より彼の破戒の似而非佛者を。指すには非るなり。故に三寶と云ふは。別法に非ず。即直ちに。吾人の心性に具足する所の靈徳なり。是の如きの三寶。誰か此に歸依せざるべけんや。

或は又言はん。三歸寶戒を唱へ。十善戒を唱ふるが如きは。單に儀式に流るゝの觀あり。之を爲すこと。甚妙ならざるが如しと。嗚乎。何を怯懦の甚しきや。我が信ずる所を言ひ。我が奉ずる所を唱ふ。何の恥づべきことか之あらん。正しきことは。何人の前たりとも。之を言ひ之を語るを憚るべからず。若又邪なること悪しきことならば。設ひ衆人の見ざる所たりとも。深く之を憚るべし。今三歸十善の正善なる者を唱ふるに。何を怪みて。妙ならずと云ふや。若發覺を憚るとならば。默誦せんも妨無し。今因て。十善戒自受の法を説くべし。

十善戒自受法

第一に佛前に向ひて焼香三禮す

第二に懺悔の文を唱ふ

我昔所造諸惡業

皆由無始貪瞋癡

從身語意之所生

一切我今皆懺悔

第三に三歸依法を唱ふ

弟子某甲

盡未來際

歸依佛

歸依法

歸依僧

弟子某甲

盡未來際

歸依佛竟

歸依法竟

歸依僧竟

第四に十善戒を唱ふ

弟子某甲

一年間

盡形壽

盡未來際

不殺生

不偷盜

不邪淫

不妄語

不綺語

不惡口

不兩舌

不慳貪

不瞋恚

不邪見

不淫欲

不慳貪

不瞋恚

不邪見

不兩舌

不慳貪

以上各三回宛唱ふるを正軌とす。若迅速を要する時は各一回なるも亦妨無し

亦妨無し

若公私の業務繁劇にして此作法にも堪へざる者は晨朝手面を洗ひ畢りて左の如く唱ふべし。

小子姓名。三寶に歸依す。今一日中。或は半日間は堅く十善戒を受持すべし。

若是の如くにして常に十善戒を持たんことを心に掛る時は遂には能く十善戒を護持することを得て十善業道經に説きたる種々の福德を享ることを得べし。

十善戒略釋

十善戒略釋

第一 不殺生 一切生あるものを殺さず。而も其命を救ふを云ふ。人を傷めて。寤寐恒に安く。又能く衆生に無畏を施すを得。

第二 不偷盜 他人の物を。少しにても。貪り取るべからず。施行し。道路學校佛事等を作り。貧人を救ふべきなり能く。此戒を持つ者は。非理の災に由て。財を失ふの患なし。

第三 不邪淫 自身の妻の外。一切の女人に。目をかけぬなり。又自妻と雖も。意を恣にして。度を過し。禮を亂せば。此戒の犯なり。能く此戒を持つ者は。妻貞良にして。室家和樂すべし。

第四 不妄語 有るを無しと云ひ。無きを有りと云ひ。作したるを作さずと云ふの類。皆此戒を犯すなり。正直にして。詐なきを。此戒

とす。能く此戒を護れば。他人の欺誑を受けず。

第五 不綺語 一切無益の言語。戯れの言を。慎む戒なり。能く此戒を護れば。世人に尊敬せらる。

第六 不惡口 一切の人を。譏謗罵詈するを。慎む戒なり。能く此戒を護れば。他人の譏謗を被らず。

第七 不兩舌 一切の夫婦。父子。兄弟。君臣。朋友等の間を。仲悪しくする言を。誑むなり。能く此戒を護れば。君臣。父子。夫婦。兄弟。朋友。常に和樂して。不和合のこと無し。

第八 不慳貪 一切已が物を。憚しみ。他の物を。貪るを。誑むなり。能く此戒を護れば。福報圓滿して。逼迫の憂無し。

第九 不瞋恚 一切のこと。堪忍を第一として。腹立ちることを。慎む戒なり。能く此戒を護れば。人皆慈心を以て。來て。一切の怨讎なき。

の樂報
を得。

第十 不邪見 一切聖賢の教を敬ひ善因は善果を受け惡因は惡果を受
護れば諸福
增長すべし

以上

十善戒辯疑 終

明治廿三年二月廿七日印刷

(非賣品)

明治廿三年二月廿八日出版

東京市小石川區關口駒井町六番地

著作兼
發行人 釋 雲 照

東京市日本橋區藥研堀町三十三番地

印刷人 木 元 由 太 郎

同 所

印刷所 藥 研 堀 活 版 所

